

「え、そのようなことは身近では起こっていない」と思われてませんか・・・！

お年寄りを狙う悪質商法

- ・ 無料で点検して売りつける **点検商法**
- ・ 役所だと思わせて売る下心 **かたり商法**

まずは落ち着いてその話を確認



無料の点検が1万円の清掃工事に、どうもおかしいので床下の点検をしたところ不具合があり28万8千円の工事になり、次は40万円、そして次へと販売させられる次々販売へ。ついにお金が払えなくなった頃には、何と1千5百万円にも・・・！、こんな信じがたいことが身近で起きています。

事例A 特定商取引法違反の住宅リフォーム業者の例

築後相当の年数が経過している家屋に居住している高齢者等の住居を訪問し、「下水道の検査にきました。」等と告げて排水管の清掃を行い。その後、「床下も見ておきましょう。」等と告げて住居の床下に潜る等して、「柱がおかしいので、このままだと今度地震がきたら、家が倒れます。今のうちに補強金具を取り付けませんか。」「地盤沈下していますよ。このままでは来年になったら大変なことになりますよ。基礎工事をしたほうが良いですよ。」等とあたかも当該家屋等に不具合があり、これを原因とする何らかの危険が存在し、この危険を除くために調湿材の散布又は耐震補強材の取付けが必要であるかのように告げた。

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/houshikkou/reform050810.pdf> より

事例B 訪問販売でリフォーム工事の契約をさせられた。

高齢で一人ぐらしの祖母が自宅に居たところ、見知らぬ事業者Bが訪れ「浴室塗装の点検をさせて下さい。キャンペーンにつき無料でいきます。」と言われたのでお願いした。事業者Bから「見えない場所が湿気で腐り始めています。早急に工事に取りかからないと家全体が潰れてしまいますよ。」と告げられ、浴室改修と屋根裏の補強工事について、総額125万円のリフォーム工事の契約を結び事業者Bに言われるがまま銀行へ行きその日のうちに全額支払ってしまった。

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/release/060930shouhishasoudan.pdf> より

ハートフルセンター住宅事業部では、住宅に関する何でも相談を受けています。フリーダイヤル 0120-682-851 へ・・・！